

平成22年 4月 30日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

氏 名 村林 聡



平成21年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）の規定により、
別紙のとおり21年度政務調査費収支報告書を提出します。

別紙

平成21年度政務調査費収支報告書

氏 名 村林 聡

1 報告対象期間 平成21年 4月 1日 ～ 平成22年 3月31日

2 収 入

政務調査費 2,160,000 円3 支 出
(単位:円)

項 目	支 出 額	内 訳	備 考
調査研究費	0		
研 修 費	0		
会 議 費	0		
資料作成費	0		
資料購入費	66,170	図書購入費 27,830 その他資料 38,340	
広 報 費	242,225	需用費 119,022 通信運搬費 123,203	
事 務 所 費	150,000	賃借料 150,000	
事 務 費	27,087	通信運搬費 27,087	
人 件 費	440,000		
合 計	925,482		

4 残 余

1,234,518 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

24000002

平成21年度調査研究活動の実施概要報告書

会派（議員）名 村林 聡

調査研究活動の主な内容、成果等

本年度も昨年度に引き続いて事務所を開いています。事務所とは地域の声を受ける拠点、政務調査研究の拠点です。議会改革によって、年2回の会期制となり議会活動については充実しているところですが、反面それによって私自身が事務所内に常駐することは益々難しくなっているのが現状です。そこで引き続き職員を雇用し、それらの業務をサポートして頂いていますが、その重要性は昨年度に比して増えています。また、この地域に特に関係の深い書籍や、その他資料等を購入し、その事務所機能と合わせて、調査研究活動に役立てています。

本年度は県政広報紙を3回に渡って発行しました。度会郡地域の世帯数に合わせて約2万部印刷し、新聞折り込みにて配布しました。広報紙の内容は別添の通りであります。昨年度同様、本会議や委員会での活動をまとめました。本年度は委員会でのやりとりを実際に近い形で録音から書き起こすということをしてみました。また、地域の声を受け取る、広聴の仕組みを重視して作成しています。実際に何通ものFAXやお手紙が届いているところです。

この政務調査費を余すことがないくらい自身で調査研究や研修を行いたいのですが、それが難しいという現状の中、昨年度は専門の研究機関に調査を委託するという試みを行いました。具体的には三重大学内のNPO法人、地域開発研究機構と連携しました。

本年度もできれば同じように調査委託をしたかったのですが、対象としてふさわしい専門家を探すことができませんでした。来年度こそは行いたいと準備しているところです。

以上です。

資料購入費

24000004

平成 21 年 4 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	0円2,900	
朝日新聞		
毎日新聞		備考
伊勢新聞	0円2,840	
日本経済新聞		
中日スポーツ		
新聞朝夕刊		
合計		¥5,740-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2870を政務調査費から支出。

平成 21 年 5 月 分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	〇	¥2,900	
朝日新聞			
毎日新聞			備考
伊勢新聞	〇	¥2,840	
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計 ¥5740-			

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2870を政務調査費から支出。

平成21年 6 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	〇¥2,900		
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	〇¥2,870		
日本経済新聞			
中日スポーツ新聞朝刊			
合計¥5740-			

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2870を政務調査費から支出。

平成 21 年 7 月分 新聞代領収書

村林とし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	0円5,900		
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	0円5,800		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計		¥5740-	

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2870を政務調査費から支出。

平成21年 8 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	0¥2,900	
朝日新聞		
毎日新聞		備考
伊勢新聞	0¥2,870	
日本経済新聞		
中日スポーツ		
新聞朝タ刊		
合計		¥5740-

川口新聞店

南勢町五ヶ所浦
☎66-0406

上記金額の5割に相当する ¥2870を政務調査費から支出。

平成 21 年 9 月分 新聞代領収書

村林さとし 事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	〇/2,900		
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	〇/2,870		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊		合計 ¥5740-	

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2870を政務調査費から支出。

平成21年10月分 新聞代領収書

村林とし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	〇 5 2,900	
朝日新聞		
毎日新聞		備考
伊勢新聞	〇 5 880	
日本経済新聞		
中日スポーツ		
新聞朝夕刊		合計 ¥5740-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記の金額の5割に相当する¥2870を政務調査費から支出。

平成21年11月分 新聞代領収書

村林とし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	〇¥2,900		
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	〇¥2,880		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計		¥5,740-	

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥2870を政務調査費から支出。

平成21年12月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	〇	¥2,900	
朝日新聞			
毎日新聞			備考
伊勢新聞	〇	¥2,840	
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝タ刊			
合計			¥5740-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記の金額のうち割に相当する¥2870を政務調査費から支出。

平成22年1月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	0円2,900円	産 全	0円1,900円
朝日新聞			1/13入
毎日新聞		備考産全	1/13入
伊勢新聞	0円2,840円	100x19=	1,900
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			7640円

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記の金額の5割に相当する¥3820を政務調査費から支出。

平成22年2月分新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	072,900	産	全	072,950
朝日新聞				
毎日新聞				
伊勢新聞	072,840			
日本経済新聞				
中日スポーツ				
新聞朝夕刊				
合計				¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記の金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

平成22年3月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	¥2,900	産全	¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	¥2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
		合計	¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記の金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。



収入印紙

村林さとし事務所

様

領 収 書

¥9,600.-

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

[内訳] 上記のとおり領収いたしました。

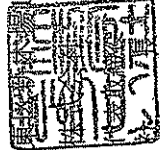
平成21年4月6日

領収書番号	取扱者
5294	

品 名	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」 21年4月号～22年3月号	1	9,600	9,600	

*本証に領収書番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

東京都江東区東横田 丁目18番11号(136-8575)



ざよう

澤田 裕



東京都江東区新木場五丁目18番11号(136-8575)

村林さとし事務所 様

株式会社
代表取締役
村林 裕二 郎



領 収 書

¥ 5,000.-

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

平成21年11月2日

[内訳] 上記のとおり領収いたしました。

領収書番号	取扱者
5767	

品 名	号 数	数量	単価	金額	備考
自治体法律顧問シリーズ Q&A議会人の危機管理	2	1		5,000	

*本証に領収書番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

領収証

No.

材林北後援会様

平成21年 9 月 8 日

¥ 7,350

但し 水尻法返金法確認化

上記金額正に領収致しました

新刊書籍・雑誌の専門店

南勢堂書店
山本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0178・FAX 6-1762

内 容	現 金
	7,350
小切手	
図書券	
記 訳	

収 入
印 紙



領 収 証

No.

村林比事務所 様

平成21年 12 月 10 日

¥ 1,575

但し 産 業 親 友 読 本 代

上記金額正に領収致しました

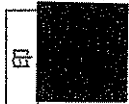
内 訳	現 金	1,575
	小切手	
	図書券	

新刊書籍・雑誌の専門店

南 勢 堂 書 店
山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所補1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

収 入
印 紙



24000020

領 収 証

No.

杉林とし事務所 様

平成21年 12月 10 日

¥ 1,575

但し 二枚の領収書対象

上記金額正に領収致しました

内 訳	現金	1575
	小切手	
	図書券	

新刊書籍・雑誌の専門店

南 勢 堂 書 店
山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1162

収 入
印 紙



領 収 証

No.

村林さとし事務所様

平成21年 12月 10日

¥ 2,730

但し基本が学政

上記金額正に領収致しました

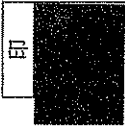
内 訳	現金	2,730
	小切手	
	図書券	

新刊書籍・雑誌の専門店

南 勢 堂 書 店
山 本 隆

〒516-0101 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦1023
TEL (05996) 6-0176・FAX 6-1762

収 入
印 紙



24000022

廣 報 費

24000023

領 収 証

No. 21 年 6 月 15 日

村林さとし事務所様

¥ 84,285-

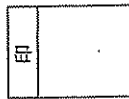
但し県政レポート印刷・新南折込ばの8割として
上記金額正に領収致しました



内	現 金	✓
外	小切手	
記		

磯 野 印

磯 野 昌 弘
〒516-0111
三重県度会郡南勢町内瀬
TEL 0599-66-1567



全体の金額の¥105357のうち
8割にあたる 84285円を政務調査費で支出。

三重県議会議員
自民みらい

村林さとし

県政レポート

県政かわら版



写真提供：伊勢新聞社

2009年 6月号

▼副委員長になりました

いつもありがとうございます。県議会議員をさせて頂いています、村林さとしです。

この5月には役職の改選があり、議長に三谷哲央議員、副議長に野田勇喜雄議員と決まりました。そういう一連の改選のなかで、私は防災農水商工常任委員会の副委員長となりました。いつも大事にしながら活動させてもらっている分野なので、特に希望して叶えて頂きました。益々勉強を重ねていきたいと思います。

◆一般質問をします

この6月15日月曜日、午後1時から2時までの1時間、一般質問をさせて頂けることになりました。三重テレビで生放送されますので、よろしければご覧ください。

三重県議会には、自分の所属する委員会についての質問は遠慮するという暗黙のルールがあるのだそうで、同じ農山漁村に関する質問でも角度を変えてする必要がある、ということになりますね。

というわけで今、県政ミニ集会で頂いたご意見や普段から教えてもら

本会議場で一般質問をします。

6月15日(月曜日)

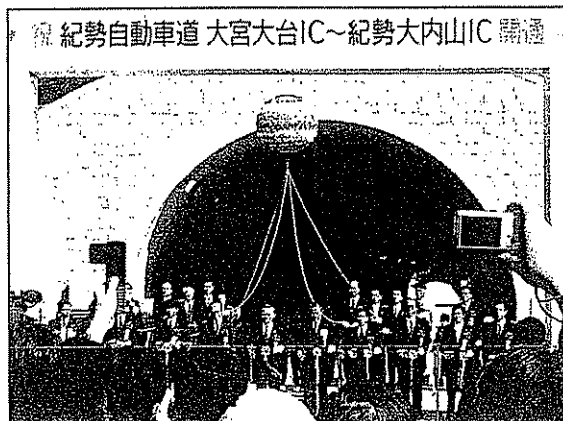
午後1時から2時まで

三重テレビ放送で
生中継の予定です。

(表面からの続きです)

皆さまの声をもとにして、質問の内容を練っているところです。まだ固まっていませんが、どういう問題意識を持っているのか、ということだけ書かせてもらいます。

▼78年ぶりの田丸神社お木曳きに一般参加



▲ 紀勢大内山 I C 開通式

◆一般質問に向けての問題意識

農林水産業が後継者や担い手がいなくて苦しんでいます。土建業者さんは仕事がなく、苦しんでいます。このふたつを競争の名のもとに単純に潰してしまったら一緒に地域経済も潰れてしまいます。高校生をみるとみんな『就職』を探しています。もしも土建業者さんが農林水産業に転換することができたなら、『就職』できる一次産業となります。大分県などでは成功しつつあるそうで、三重県の現状をみると必要なことではないか、と思えてなりません。

◆身近な問題を教えてください

ところで、県政ミニ集会等の座談のなかで必ず出る話題が県立病院の問題です。皆さんがとても不安に思っておられることが良くわかりました。とても難しい問題ですが一生懸命勉強して取り組みたいと考えています。そのためにも皆さまの声をお気軽に事務所までお寄せください。

*これまでも、たくさんのお手紙やFAXを頂きました。ありがとうございます。きちんと読んで活動の参考にしています。これからもご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

24000026

発行・編集：村林さとし事務所
村林さとし後援会

〒516-0101 度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4

TEL: 0599-67-0067

FAX: 0599-67-0068

領 収 証

2022 年 2 月 5 日

No.

村林さとし事務所 様

¥ 78,970 -

但し、昇政いばと印刷、新聞折込8割分

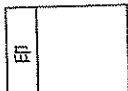
上記金額正に領収致しました

内	現金	✓
	小切手	
訳		

磯 野 印



磯 野 昌 弘
〒516-0111
三重県度会郡南勢町内瀬181
TEL 0599-66-1567



全額

¥98712のうち8割

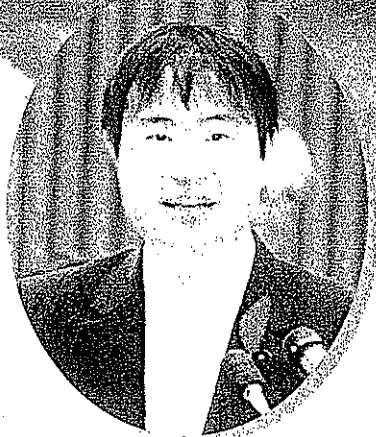
残りの2割は後援会が負担

三重県議会議員

村林さとし

県政レポート

県政かわら版



写真提供：伊勢新聞社

2010年 新春号

あけましておめでとうございます。県議会議員をさせて頂いています、村林さとしです。いつもありがとうございます。

今回は、医療や救急についてご報告したいと思い、このレポートを発行することにしました。

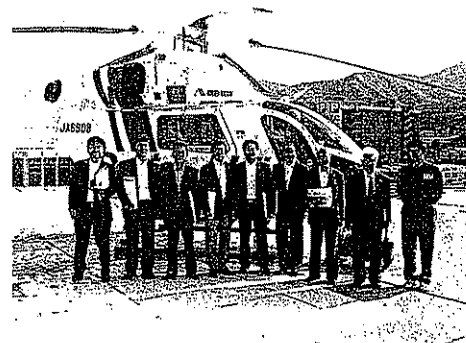
◆ 県立志摩病院について



まずは県立志摩病院の問題です。県は県立病院改革に取り組んでいますので、私は6月の一般質問でこの問題を取り上げました。野呂知事から「県立病院として県がしっかりその責任を果たしてまいりたい」、「地域の中核病院としてしっかりその責任を果たしてまいりたい」という強いご答弁を頂いたところです。

これら病院の問題というのは、一言でいうと、どうお医者さんを確保していくのか、ということです。みんながそれぞれの立場でお医者さんを増やそうという努力をしています。しかし、今年医学部に入学した学生さんが一人前の

お医者さんになるまでに10年くらいはかかるでしょう。お医者さんは急には増えないのです。つまり今いるお医者さんで、あと10年どう乗り切



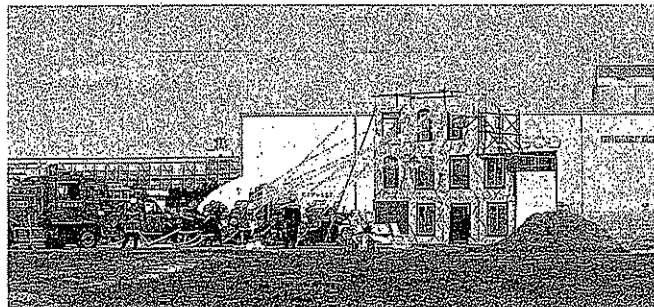
▲ 会派でドクターヘリを視察

(表面からの続きです)

るのか、という問題なのです。

そのための取り組みとして県は、国からの 125 億円を原資にして、県・市町・医療機関もお金を出し合った 4 百数十億円規模の『地域医療再生計画』を組んでいたのですが、民主党さんが『ムダ』として原資の 125 億円のうち 75 億円を削ってしまったのは残念な事です。

三重県総合防災訓練の様子 ➤
防災関係の副委員長として
臨みました。



◆救急から医療の問題を補えないか

私は、お医者さんを急に増やせないのなら、救急のほうから補えないか、と考えています。例えば、救急車の到着時間の県内平均は 6 分から 7 分ですが、消防署から遠いため、順調に走っても 30 分かかる、というような地域がたくさんあることが調べるうちにわかってきました。このことを三ツ矢のりお代議士にご相談したところ、県下全域を見直して最大所要時間を 15 分なら 15 分というように計画を作ってはどうか、という助言を頂きました。もし、そのようにできれば、お医者さんの少ないなかでも三重県民の『安心』は今よりも大きくなります。とても大きな仕事ではありますが、実現に向けて頑張って取り組んでみようと思います。

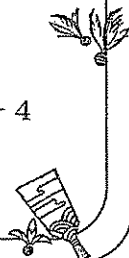
結びに、本年も皆様の声を一生懸命に県政へと届けて参りますので、よろしくご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

*これまでも、たくさんのお手紙やFAX
を頂きました。ありがとうございます。
きちんと読んで活動の参考にしていま
す。これからも、貴重なご意見をお聞か
せ下さい。

24000029

発行・編集：村林さとし事務所
村林さとし後援会

〒516-0101 度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4
TEL: 0599-67-0067
FAX: 0599-67-0068



領 収 証

No.

村林さとし事務所 様

2022年2月5日

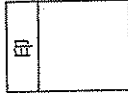
¥ 78,970 -

但し県政しきたり印刷・新聞折込8割分

上記金額正に領収致しました

現金	✓
内 小切手	
訳	

磯 野 昌 弘 印
〒516-0111
三重県度会郡南勢町内瀬181
TEL 0599-66-1567



全額

¥98,712のうち8割

残りの2割は後援会が負担

三重県議会議員

村林さとし

県政レポート

県政かわら版



写真提供：伊勢新聞社

2010年 新春号その2

あけましておめでとうございます。県議会議員をさせて頂いています、村林さとしです。いつもありがとうございます。

県議会では平成22年度の予算要求がなされまして、議論されています。今回は、そのなかで水産業に関する部分について、ご報告したいと思い、このレポートを発行することにしました。



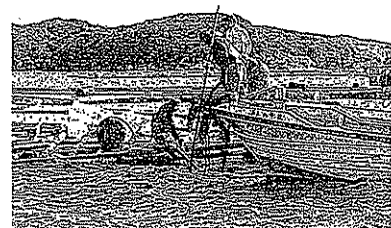
◆外湾地区 漁協合併への支援

まずは外湾地区の漁協が合併することに対する支援です。私は、平成19年10月の一般質問、平成20年6月の一般質問などで、『国からの支援がある最後のチャンスであり、合併協議に県も参画し支援してほしい』と要望してきました。

平成21年度には1億4千万円余りの予算がつけましたが、平成22年度は1億6千万円余りが要求されています。

◆水産業振興のための条例を

浜の漁師さんたちの生活も、なんとかしたいと取り組んでいます。平成20年6月の一般質問



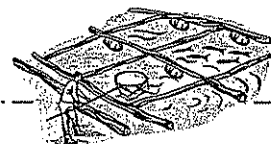
▲ カキ養殖の台風18号被害状況を視察

問では、『三重県の水産は何で食べていけばいいのか漁業の将来ビジョン・長期戦略を持つべき』と求めました。この質問のあと、水産も長期ビジョンを持つべきだ、という機運が高まっていったようですが、24000031

(裏面に続きます)

(表面からの続きです)

今回の新規事業で水産業の将来像を示すための予算が要求されています。そこで私は、委員会の議論のなかで、『10年先の水産県三重はこれで食べていくのだ、というような将来像を示した上で、それを条例化してほしい』と求めました。執行部のご答弁は、検討したいということでしたので、今後は水産振興条例の実現に向けて取り組んで参りたいと思います。



防災農水商工分科会 2009年12月15日 要旨

(村林) 副委員長なので手短に。水協法の見直しで漁協さんの正組合員の数がおそらく非常に減っていると思います。水協法の見直し前と後で、どれくらい変わったのか、そして今いる組合員の年齢構成がどれくらいなのか、もし把握しておられましたら教えてください。

(津田総括室長) 数字的には、まだ検査の結果については掴んでおりませんが、漁業センサスの結果で申し上げますと、2008年時点では、漁業就業者数が9947人となっています。5年前が1万3千から4千だったと思いますが、その間に3千名程度減っているということになります。それから年齢の件でございますけど、65歳以上の割合が47.1%でございます。全国平均が34.2%でございますので、10ポイント以上三重県の方が高齢化が進んでおるといような状況でございまして、10年先には更にがたっと減るのではないかと、というようなことが予測されます。

(村林) このままでは三重県漁業自体が消滅してしまうのではないかな、という危機感を持っていて、全国平均に比べてもこれだけ高齢化が進んでいるということですし、10年後の三重県漁業はこれで食べていくんだ、というようなビジョンを示していかないと、担い手も、なろうという人がいないと思います。ですからビジョンを示して頂いてですね、できれば条例化というところまで、水産を振興するような条例化というところまで、できれば行って頂きたいと思います。

(津田総括室長) 新たに将来を見据えた水産の方向を提示したいと思っています。そのなかで地域の実情に合ったモデル的なことも考えながら、将来方向を示したいと思っております。現在、農業とか観光のほうでは条例を検討頂いておりますけども、水産についても、他県では北海道と宮城県が水産振興条例のようなものを定めています。あとの20数県は振興計画のような格好になっておりますが、そこらへんも参考にしながらですね、少し検討させて頂きたいな、という風に思っております。

(村林) 検討頂けるということなので是非お願いします。やはり年齢構成も全国と比べて高めということで、先進的に打って出るような担い手育成というものも考えて頂きたいと、そのようにお願い致します。

*今回は水産についてのみご報告しましたが、他の課題についても取り組んでいます。皆さんの声をもとにして活動しておりますので、皆さんの貴重なご意見を、是非ともお聞かせ下さい。

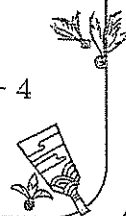
24000032

発行・編集：村林さとし事務所
村林さとし後援会

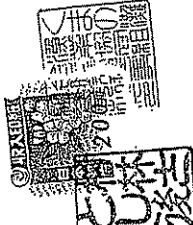
〒516-0101 度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4

TEL: 0599-67-0067

FAX: 0599-67-0068



事務所費



賃貸借契約書

くまの灘漁業協同組合（以下「甲」という。）と村林よし俊援会（以下「乙」という。）との間において、くまの灘漁業協同組合が所有する五ヶ所浦支那旧購買店舗（以下「店舗」という。）に関し、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

(使用目的)

第1条 甲は店舗を乙に賃貸し、乙はこれを賃借し、事務所として使用するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成19年6月15日から平成20年6月14日まで1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方から何ら申し出がない場合は、この契約は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(賃料)

第3条 賃料は1ヶ月金50,000円とし、乙は毎月末日までに現金又は甲指定の金融機関に振り込み支払するものとする。

(契約の解除)

第4条 本契約の解除については、甲乙3ヶ月前までに申し出るものとする。

2 乙が、本契約に違反したときは、甲は、事前の催告なくして、この契約を解除することができる。

(転貸等禁止)

第5条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、この契約によって取得した権利を第三者に譲渡し、又は、本店舗を第三者に転貸してはならない。

(毀損・滅失に対する責任)

第6条 乙又はその関係人がその責に帰すべき事由により店舗建物並びに設備器具等を滅失又は毀損したときは、補填又は修理し、その費用並びに損害金は乙の負担とし、甲の指定した日までに弁償しなければならない。

(費用負担)

第7条 乙は、電話・ガスについては、直接関連会社と使用契約を締結するものとするが、電気・水道料金については、甲が相当と判断する基準をもってそ

の負担配分を行う。

(駐車場)

第8条 甲は、店舗に隣接する駐車場に乙の使用分として3台分を用意するものとする。また、駐車料金については、賃料の中に含まれるものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は賃貸借物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、この契約各条項を誠実に履行するものとし、この契約に定めなき事項又は疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ1通を保有する。

平成19年6月18日

甲 (賃貸者)

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地

くまの灘漁業協同組合

代表理事組合長

清水



乙 (賃借者)

三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4

村林よし俊援会

会計責任者

河口 敬



24000034

領 収 証

2/ 年 4 月 28 日

No. _____

村林さとし事務所様

金 額	¥	5	0	0	0	0
-----	---	---	---	---	---	---

但し 事務所貸賃料 4 月分

上記金額正に受領致しました

内 訳

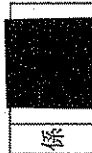
現金 〆

小切手 〆



くまの灘漁業協同組合

F 516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦 3 番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523



係

24000035

上記の金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

No. _____ 21 年 6 月 / 日

村林さとし事務所様

金 額				円
〒	7	5	0	0
千	0	0	0	0

但し 事務所賃料 5月分

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 〃

小切手 〃

くまの灘漁業協同組合
〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋通3丁目1番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523

係

上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支子。

領 収 証

No. _____

21年 6 月 26 日

村林とし事務所 様

金 額	¥	50000	円
-----	---	-------	---

但し 6月分事務所賃賃料

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 〃

小切手 〃



くまの難漁業協同組合

〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523



上記の金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

2 / 年 7 月 3 / 日

No. _____

村林さとし事務所 様

金 額	千	百	十	円
¥ 5000				

但し 7 月 賃貸料

上記金額正に受領致しました

内 訳
現金 〃
小切手 〃

くまの灘漁業協同組合
〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋 5 丁目 1 番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領収証

27年8月26日

No.

村林とし事務所様

金額 50000 円

但し 事務所賃貸料 8月分

上記金額正に受領致しました

内訳

現金

小切手



くまの灘漁業協同組合
〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523



上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24000039

領収証

2011年9月25日

No.

村林さとし事務所 様

金額					円
7	5	0	0	0	0

但し 9月分事務所賃貸料
上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50000

小切手 50000

2011年9月25日



くまの灘漁業協同組合

〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523

係

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24000040

領 収 証

2/ 年 10 月 28 日

No. _____

村林さとし事務所様

金 額 50000 円

但し 事務所賃料 10 月分
上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 〃

小切手 〃

② JF-A1000

くまの灘漁業協同組合
〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523

係

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

2011年11月24日

No.

村林さとし事務所 様

金 額				円
¥	5	0	0	0

但し 事務所賃貸料11月分
上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 〃

小切手 〃

① FZ 入 庫 印

くまの灘漁業協同組合

〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦5番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523

係

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

2012年12月22日

No.

村林さとし事務所 様

金 額	千	円
75000		

但し 事務所賃貸料12月分

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金

小切手

EX-111111

くまの灘漁業協同組合

〒516-1308

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地

TEL (代表) 0596-72-0044

FAX (代表) 0596-72-2523



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24000043

領 収 証

No. _____ 22年 / 月 25 日

村林さとし事務所 様

金 額	千	円
75000		

但し 事務所賃貸料 / 1 月分
上記金額正に受領致しました

内 訳

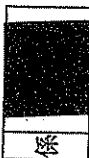
現金 〃

小切手 〃



くまの灘漁業協同組合

〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523



上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

2022年 2月 22日

No. _____

村林さとし事務所様

金 額	千	円
¥ 50000		

但し 事務所賃貸料 2月分

上記金額正に受領致しまして
三重県伊勢市外津町三津
三津漁業協同組合
三津漁業協同組合
三津漁業協同組合

内 訳

現金 〃

小切手 〃

② JF A 5111 R



20220222

F516-1308

三重県伊勢市外津町三津
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523



上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

2022年 3月24日

No. _____

村林とし事務所 様

金 額	千	百	十	円
¥ 50000	5	0	0	0

但し 事務所賃料の分

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 〇

小切手

現金 〇

小切手



くまの漁業協同組合

〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

24000046

事 務 費

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様
お客様番号 (0599)67-0067

平成 21 年 5 月 13 日発行

右記、金額を平成 21 年 4 月 27 日口座振替により
領収いたしました。

平成 21 年 4 月分	
領収金額 (Amount paid) 9,822 円	
内 電 話 料 金 等	9,355 円
訳 消 費 税 相 当 額	467 円
金融機関名 * * * * * * * * * * * * * * * * 口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社

三重支店
料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

— 上記の金額の2割15分に相当する¥2,455を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 21 年 5 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 21 年 6 月 11 日発行

平成 21 年 5 月分	
領収金額 (Amount paid)	8,952 円
内 電話料金等	8,526 円
外 消費税相当額	426 円
金融機関名 * * * * * 口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社

三重支店
料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割5分に相当する¥2238を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 21 年 6 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 21 年 7 月 11 日発行

平成 21 年 6 月分

領収金額 (Amount paid)		10,357 円
内 電話料金等		9,865 円
取 消費税相当額		492 円
金融機関名	* * * * *	
口座番号	* * * * *	

※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、
料金お問合せ先へご連絡ください。

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済
NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60

西日本 | NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149



上記金額の2割5分に相当する¥2589を政務調査費から支出。

24000050

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客さま氏名 村林さとし後援会 様

平成 21 年 8 月 12 日発行

お客さま番号 (0599)67-0067

平成 21 年 7 月分	
領収金額 (Amount paid) 10,132 円	
内 電話料金等	9,650 円
消費税相当額	482 円
金融機関名	*****
口座番号	*****

※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、料金お問合せ先へご連絡ください。

印紙税申告納

付につき名古屋中

税務署承認済

NTT西日本

名古屋支店

〒460-0011

名古屋市中区 大須

4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

〒514-0003

津市 桜橋

2丁目 149



上記金額の2割5分に相当する¥2533を政務調査費から支払。

24000051

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 21 年 8 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 21 年 9 月 12 日発行

平成 21 年 8 月分	
領収金額 (Amount paid)	11,949 円
内 電話料金等	11,381 円
消費税相当額	568 円
金融機関名 * * * * * * * * * * * * * * * *	
口座番号 * * * * * * * * * * * * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割15分に相当する¥2987を政務調査費から支払。

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

平成 21 年 12 月 12 日発行

お客様さま氏名 村林さとし後援会 様

お客様さま番号 (0599) 67-0067

右記、金額を平成 21 年 11 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 21 年 11 月分	
領収金額 (Amount paid)	10,113 円
内 電話料金等	9,633 円
消費税相当額	480 円
金融機関名	* * * * *
口座番号	* * * * *

※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、
料金お問合せ先へご連絡ください。

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149



上記の金額の2割5分に相当する ¥2528 を政務調査費から支出。

24000053

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客さま番号 (0599)67-0067

平成 22 年 1 月 13 日発行

右記、金額を平成 21 年 12 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 21 年 12 月分	
領収金額 (Amount paid) 9,933 円	
内 電話料金等	9,461 円
訳 消費税相当額	472 円
金融機関名 * * * * * * * * * * 口座番号 * * * * *	

※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、
料金お問合せ先へご連絡ください。

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記の金額の2割5分に相当する¥2483を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

平成 22 年 2 月 10 日発行

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 22 年 1 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 22 年 1 月分	
領収金額 (Amount Paid)	11,932 円
内 電話料金等	11,365 円
訳 消費税相当額	567 円
金融機関名	* * * * *
口座番号	* * * * *

※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、
料金お問合せ先へご連絡ください。



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003

津市 桜橋
2丁目 149

NTT西日本

名古屋支店

〒460-0011

名古屋市中区 大須

4丁目 9-60

印紙税申告納

付につき名古屋中

税務署承認済

上記の金額の2割5分に相当する ¥2983 を政務調査費から支出。

24000055

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

平成 22 年 3 月 13 日発行

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 22 年 2 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 22 年 2 月分	
領収金額 (Amount paid)	
11,684 円	
内 電話料金等	11,129 円
取 消費税相当額	555 円
金融機関名 * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客様は、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店
料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割5分に相当する¥2921を政務調査費から支出。

24000056

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客さま氏名 村林さとし後援会 様
お客さま番号 (0599)67-0067
右記、金額を平成 22 年 3 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 22 年 4 月 13 日発行

平成 22 年 3 月分		
領収金額 (Amount paid)		13,480 円
内 電話料金等	12,839 円	
課 消費税相当額	641 円	
金融機関名 * * * * * 口座番号 * * * * *		
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、料金お問合せ先へご連絡ください。		

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割5分に相当する ¥3370を政務調査費から支出。

24000057

人 件 費

24000058

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 0 0 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 1 7 : 0 0 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に月曜から金曜までの週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成 2 1 年 5 月 1 日から平成 2 1 年 5 月 3 1 日まで

雇用者

村林 聡



契約者



備考

給与は月定額 1 1 0 , 0 0 0 円とする。

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 0 0 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 1 7 : 0 0 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に月曜から金曜までの週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成 2 1 年 6 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

雇用者

村林 聡



契約者



備考

給与は月定額 1 2 0 , 0 0 0 円とする。

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 00 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 17 : 00 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に月曜から金曜までの週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日まで

雇用者

村林 聡 

契約者



備考

給与は月定額 110,000 円とする。

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝9：00始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方17：00を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に月曜から金曜までの週5日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は3日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため時給計算ではなく、一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成21年6月1日から平成21年6月15日まで

雇用者

村林 聡



契約者



備考

給与は定額55,000円とする。

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝9：00始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方17：00を目安にする。
- ② 勤務日は週3日程度とし、そのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

給与

- ① 給与は日給制とし、半日勤務の場合は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

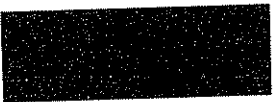
仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成21年7月1日から平成21年9月30日まで

雇用者 村林 聡 

契約者 

備考 給与は日給5000円とする。

領収証

No.

村林さとし事務所 様 21年4月30日

金額 ￥100000

内 21年4月份給与
消費税等 上記正に領収いたしました

現金			
小切手			

〒115-00778

FSC ミックス 森林認証紙

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

No.

森林事務所 様

21年5月30日

金額 ¥100000

内 21年5月分給与
上記正に算取いたしました

消費税等

現金					
小切手					

11 115800778

FSCミックス森林管理計画

上記金額の2割5分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

村林さとし事務所 様 21 年 5 月 30 日

金額

¥ 100000

内 消費税等

但 21 年 5 月分 給与
上記正に算取いたしました

現金

小切手

〒 115-00778

FSC マスター登録証

上記金額の2割15分に相当する¥25000を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さん事務所

様

21年6月15日

金額

¥ 175,000

内

消費税等

但 21年6月分給与5万5千円
21年4.5月分給与5万5千円
上記正に納税した金額2万円

現金

小切手



係

11 151900778

FSC ミックス 森林認証紙

上記金額の2割5分に相当する¥18750を政務調査費から支出。

領収証

No.

株式会社 事務所 様

2021年 6月 30日

金額

¥ 120,000

内

消費税等

現金

小切手

H21.6月分未納金11万円
H21.5月分給与引当金1万円
上記正に徴収した金額

[Redacted]

株式会社 778

FSC ミックス 森林認証紙

24000068

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さん事務所 様

21年8月4日

金額

¥70000

内

但 7月分給与

消費税等

現金

小切手

Hisago 778

FSCミックス森林認証

上記金額の2割5分に相当する¥17500を政務調査費から支出。

領収証

No.

木村大とし事務所様

21年7月31日

金額

¥120000

内

但 7月分給与

消費税等 上記正に領収いたしました

現金

小切手

※ H15Ago 778



係

FSCミックス森林認証紙

上記金額の2割15分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

24000070

領収証

No. _____

村林ミズ事務所 様 21年8月31日

金額	¥	1	2	0	0	0	
----	---	---	---	---	---	---	--

内 但 21年8月分給与
消費税等 上記正に領収いたしました

現金					
小切手					

〒116-00778

FSOミックス森林認証紙

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

村林さん事務所 様

42 年 9 月 1 日

金額

¥55000

内
消費税等

但 21 円 8 月分 給与
上記正に納収いたしました

現金			
小切手			

林 HISA60778

FSC ミックス 森林認証紙

上記金額の2割5分に相当する¥13750を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さん事務所様 12/9 月 30日

金額 ¥ 60000

但 12/9 月分給与
上記正に領収いたしました

現金
消費税等

現金
小切手

¥ H15A00778

係

FSCミックス森林認証紙

上記金額の2割15分に相当する¥15000を政務調査費から支払。

領収証

No.

村林さとし事務所 様 21年9月30日

金額 ￥ 120000

内 21年9月份給与
消費税等 上記正に徴収いたしました

現金					
小切手					

林 HISK00778

FSC ミリタス森林認証紙

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

村林さん事務所 様 H21年10月3日

金額	
¥	20000

内 但 H21 10月分給与

消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

11 nlsao #776

係

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

小林さとし事務所 様

H21 年 11 月 30 日

金額	¥	1	2	0	0	0

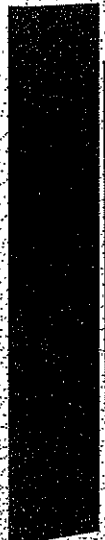
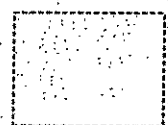
但 H21 11月分給与

上記正に領収いたしました

内
消費税等

現金	
小切手	
合計	

法人番号 478



上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

林林とし事務所様 21年12月30日

金額 ¥120000

内 目 H21.12月分給与

消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

はし H21.12.30

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

本林事務所様

22年1月30日

金額	¥	1	2	0	0	0

但 H22 1月分給金

上記正に領収いたしました

内 消費税等

現金				
小切手				

※ 115460 4778

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

札幌市役所

様

22年 2 月 27 日

金額	¥	1	2	0	0	0	0

但 H22. 2月分給与

上記正に領収いたしました

内
消費税等

現金			
小切手			

Hisao #778

上記金額の2割15分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

林林さとし事務所 様

22 年 3 月 30 日

金額	¥	1	2	0	0	0	0

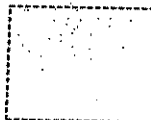
内

消費税等

但 H22.3月分給与
上記正に領収いたしました

現金			
小切手			

11 115400 4778



上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。